

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（第3回） 議事録

開催日時 令和6年1月12日（金）午前10時～12時

開催場所 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 研修室B

※高石委員はオンラインによる参加

出席委員 安部会長、加藤副会長、高石委員、清水委員、神林委員、尾崎委員、三瓶委員、下村委員、増田委員、奥村委員

事務局 子ども・若者部副参事（児童施策推進担当）

配布資料 ・議事次第

- ・資料1 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（第2回）議事録案
- ・資料2 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（たたき台及び骨子案）
- ・資料3 ボール遊びができる公園一覧
- ・資料4 令和6年1月11日開催子ども・子育て会議子どもの権利部会資料抜粋

1. 開会

事務局：資料確認

2. 議題

（1）第2回検討会議事録の確認

事務局：第2回検討会議事録について、一部内容の補足や表記を統一する修正を行い、個人の特定につながる表現は削除したものを案として示している。問題なければ、第2回の議事録として確定したい。

（全員同意）

安部会長：それでは、議事録は資料1のとおり確定する。

（2）児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（たたき台及び骨子案）について

安部会長：大きく2つのテーマに分けて意見交換ができればと考えており、前半部分で子どもの居場所における現状と課題に関する議論として「はじめに」から「4 居場所の運営における現状と課題」まで、後半部分で現状と課題を受けての「5 今後の施策展開への提言」の2つに分けて議論したい。報告書はあくまで事務局からのたたき台なので、全体の構成を含めて議論したい。

①子どもの居場所における現状と課題のまとめについて

事務局：資料2の1ページ目では、今年4月に施行されたこども基本法や、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が昨年12月に閣議決定されたことなどを踏まえて、区として、子どもの権利を日常の場面において全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点」をいかに充実させていくかが求められていること、そして、子どもの権利の拠点づくりを推進していくにあたり、世田谷区内の子どもの居場所が官民間わず共有すべき理念や取り組むべき内容をまとめ、（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の策定に向け、提言を行うという本検討会の目的を表記している。

次の2ページ目では、「1 世田谷区におけるこれまでの取組み」として、令和2年度から6年度までの4年間を計画期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」において、児童館について、地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実しながら、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を進め

てきていることを入れている。

3ページには、現状の児童館の課題について、民間の子どもの居場所が増えている中で児童館が持つスキルやネットワークを広げていくことが期待されていることや子どもの権利を実感できる居場所づくりに向けて、権利の周知啓発が必要であることなどを記載しているが、課題部分については改めて児童館職員とも意見交換をしながら内容について詰めていきたい。

続いて、4ページと5ページでは、「2 国や都、区における議論等の状況」として、第1回検討会でご説明したこれまでの議論の状況について触れている。説明については記載の通りだが1点だけ補足する。4ページの国の居場所づくり指針については、第1回検討会では概要版の資料を提供したが、本文には災害時における子どもの居場所づくりについて言及されており、能登半島地震を踏まえて追記した。

6ページでは「3 子どもが求める居場所について」、前回第2回検討会で報告した子どもを対象としたインターネット調査やインタビュー調査の結果を元に、(1)子どもを取り巻く状況と(2)子どもが居場所に求める要素の2つに分けてまとめている。(1)の子どもを取り巻く状況としては、塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がないことや、行動範囲の中に他の居場所がないこと、居場所の情報を把握しづらい状況にあることのほか、インターネット空間を居場所と感じる割合が他の居場所と比べて相対的に高いことなども検討会での議論を踏まえ記載した。(2)の子どもが居場所に求める要素としては、前回の第2回検討会においてインタビュー調査のまとめとしてご説明した空間的要素、物的要素、人的要素の3つ要素に分類した内容について記載している。

続いて、7ページの「4 居場所の運営における現状と課題」ではこれまでの検討会での議論や子どもを対象とした各種調査の結果も踏まえながら、日々の子どもの居場所の運営や地域・地区で子どもの見守りを行う中で浮き彫りとなった現状や課題等について、大きく5つに分類してまとめている。①の「遊び場をはじめとした居場所の不足」では、インタビュー調査の結果を踏まえ、思い切り遊ぶことができるスペースの不足や中高生が利用しやすい時間まで開いている居場所が不足しているほか、居場所の情報が子ども自身に十分伝わっていないことについても挙げている。なお、居場所の情報に関連して、前回の検討会においてボール遊びができる公園の一覧について確認してほしい旨のご意見があり、資料3に一覧の資料を付けている。公園所管課に確認したところ、公表している公園については、500㎡以上のフェンス等で他の園地と区画した球戯広場となっており、その他の小さな公園については、条例上でボール遊びが禁止されている訳ではないが、個々の公園の状況やこれまでの事故の状況、近隣との調整等を踏まえて、個別にボール遊びができない旨を公園内の看板に示している状況であり、公表はしていないことを確認した。また、①の最後では、先日の能登半島地震や国の居場所づくり指針においても言及されていることを踏まえ、事務局からの提案になるが、災害時の子どもの居場所づくりについて検討を進めることの重要性を加えている。②の「子どもの声を反映する居場所運営」では、子どもを対象としたインタビュー調査結果を元に、子どもの声を聴くだけでなく、動いてくれる大人の存在が十分でない状況にあることや、子どもの声を聴き、共に考え、行動に移すことの意義や重要性についても、居場所間や居場所内のスタッフ間においても認識に差があることを課題として挙げている。

8ページに移って③「子どものニーズを捉えた環境づくり」では、中学生・高校生世代の声で、18時や19時で居場所が閉まってしまうのは早いといった声や、小学生においては、帰宅せずに放課後直接児童館に行きたいという声が挙がったこと。また、子どもの声で要望が高かった「食」や「家のようにゆっくりできるスペース」、「自習スペース」を含め、現時点で子どものニーズに居場所として十分に応えることができているかという点で様々な課題が残っていることを記載している。④の「居

場所間の連携について」では、子ども自身が居場所を選択できる環境づくりのために、居場所同士が連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要があることや、日常的に深いつながりを持って居場所の運営を行っている事例は少ない状況にあること、また、地域住民等が運営の主体となっている子ども食堂や学習支援団体などは、人員体制や財政的な面で外部との連携強化を自発的に行っていくことは難しい状況となっていることなどを挙げている。⑤の「居場所全体の質の向上」では、子どもの居場所の運営団体の中には、子どもの成長とともに、関わりや見守りの手法に悩み、スタッフの知識やスキルの向上が課題となっていることや、子どもの権利の拠点づくりの推進にあたって、各団体の理念や目的を尊重しつつも、子どもの権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透やスタッフのスキルアップに取り組み、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要があるが、各居場所と連携して取り組んでいくための仕組みが整っていないこと。さらには、居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の周知・啓発の取組みを地域・地区の子どもに関わる活動団体等に広く発信し、子ども自身が子どもの権利を実感できる空間を一層広げていくことが求められていることを記載している。

安部会長：これまでの居場所に関する現状と課題部分については、基本的にはこれまで1回目、2回目の検討会で議論してきたことをまとめている形になるため、1回目、2回目は拡散する形での議論だったが、今回からは収束する形での議論をしていきたいと思う。これまで議論してきたことの中で充分深められなかったことや、意見として出したのに反映されてないといったことを中心に構成とか記載内容等についてご意見があれば伺いたい。

奥村委員：2ページの図にスポーツ少年団は入っている？

事務局：スポーツ少年団は「習い事」に含めて考えていた。スポーツ少年団そのものを記載することはやぶさかではない。

奥村委員：ぜひ記載してほしい。条例や理念ができたときに自分事として伝えられる。また、大勢の子どもにとって、子どもの居場所のメインは家だと思うが、図に記載がないのが不自然に思った。

事務局：居場所について考えたときに、いる時間の長い家は当然子どもの居場所になる。ただ、身近な地区の子どもの見守りネットワークという位置づけの中に各家庭が入ると、位置づけが少し変わってくる部分がある。昨日の子どもの権利部会でも、大人が子どもの権利を理解して、家庭だけではなくて地域で大人が権利を保障していく社会にしていけないといけないという議論があり、保護者への普及啓発は重要だと思うが、図の中に家庭を入れるかどうかは議論が必要かと思う。

神林委員：4ページ目の④ふりかえるで、「効果的な指標は定まっておらず重要な検討課題」とあるが、効果的な指標をどう作るのかを今回の検討会で何か書くのか、来年度以降の場で話すのか？

8ページ目の③子どものニーズを捉えた環境づくりで、「様々な面で課題が残っている」とあるが、様々をもう少し具体的に記載すると良いのではないか。

3ページ目「児童館が中心となり、居場所同士の関係強化や子どもが居場所につながりやすくするための環境づくりが地域団体からも期待されている」とあるが、地域団体から期待という言葉聞いたことがなく、期待していくという方向性にまとめた記憶がなかったので、そうだったらいいと思う反面、期待という言葉で良いのか議論したい。また、過去に残っていたら、それを分かりやすく書いてあると良いと思った。

事務局：3点目の3ページについて、明確に期待という言葉はなかったと思うが、実際には人員面や財政面で民間の団体として難しいところがあるので、公の施設として児童館がいわゆる拠点として区が定めている以上はやってほしいというニュアンスの話は検討会の中でもあった。また、本検討会以外での意見交換の中でも、そういったご意見をいただいた。拡大解釈的なところもありつつ、期待という言葉を使った。文言については、ご意見いただいた内容を踏まえながら、言葉を選び肉付けするこ

とは検討したい。

次に4ページ目について、区としては子ども条例の改正に向けて議論しているが、居場所という言葉がクローズアップされている事実があり、区だけでなく国全体でそうなっている。区も例外ではなく、指標をどう定めるのか、どうモニタリングしていくのか、どう評価検証するのかは大きな課題として残る。ただ、今年度内に指標を検討してまとめるのは非常に難しいと思う。本検討会では、子ども計画に反映する答申をまとめたい。予算の問題等あるので明確に言えないが、今後もこのような形でいろいろな居場所の方に集まっていただく会議を継続させて、その中で指標やモニタリングができれば良いのではないかと考えているが、今年度の検討会の中で指標までを全てまとめていくことは難しいと思っている。

最後に8ページについて、開館時間の問題や食が効果的に使えていない等の課題を肉付けすることで、解消されると思う。

安部会長：3ページの期待について、1回目の議事録を読んでいただければ分かると思うが、毎回皆さんに児童館に期待することは何かと聞き、それに対する答えとして皆さんからコメントが出ている。地域団体から期待されていることというの、議事録を根拠にして、皆さんからのコメントをそのまま入れていければ良いのではないかと。また、児童館職員にも考えてもらいたい。

4ページの効果的な指標について、例えば来る子どもの数で評価してしまうと、プレーパークは大事な場所なのに人数で見ると少ないになってしまう。何をもちょう効果的とするのかは子どもの権利をベースにして議論すべきことなので、次の検討会に引き継ぐ形でこれ以上は踏み込めないかなと感じている。

②今後の施策展開への提言について

安部会長：今から時間をとって議論していきたいと思う。(1)子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについてに関して40分ぐらい、(2)児童館の役割について40分ぐらいで、最後に全体として言い残したことがあれば伺いたい。

事務局：9ページ「5 今後の施策展開への提言」について、(1)の子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みと、(2)の児童館の役割についての2つに分け、これまでの検討会で出てきたキーワードを分類し骨子としてまとめており、具体的な提言に向けた意見交換ができればと考えている。キーワードの下のカッコ書き表記については、議論しやすいよう事務局としての例示として挙げている。

(1)の「子どもの権利の拠点づくりに向けた取組み」では、①で「居場所の共通理念」、「理念の共有」、「居場所全体の質の向上」といったキーワードに加え、前回第2回検討会において「子どもの権利を基盤とした運営がどういったものかガイドラインや行動規範などで具体的に提示していかなければならない」旨のご意見をいただいたことを踏まえ、ガイドラインの土台になるような居場所共通の理念はぜひ検討会の中でまとめていきたいと考えており、共通理念のたたき台を作成し表記している。事務局として、たたき台の作成にあたっては子どもの権利条約の4つの一般原則と言われる「意見表明権」、「最善の利益」、「生きる・育つ権利」、「差別禁止」のほか、子ども参加や居場所同士の連携、児童館が持つファシリテーションスキルの横展開など検討会での議論を踏まえて、5つの項目の理念をたたき台として作成している。②では、「居場所間の連携」、「顔の見える関係」、「子どもが安心して居場所を選択できる環境」、③では、「子どもの権利の理解」、「スタッフのスキルアップ」、「居場所の質の向上」、「居場所としてのインターネット空間に対するニーズの高まり」、④では、「評価・検証・振り返り」と「好事例等の横展開」を挙げさせている。また、⑤については、これまで議論としてなかった内容であり、事務局からの提案でカッコ書きとしているが、能登半島地震を踏まえ、災害時における子どもの居場所づくりに関する検討についても加えている。

(2)の「児童館の役割について」では、①で、「公立児童館の責務として、連携強化を主体的に図る」というワードとともに、コーディネーターができるスタッフの配置とカッコ書きで表記しているが、区では一部児童館に居場所間の連携強化に向けたコーディネーターを設置しモデル事業を4月より展開できるよう現在先行して準備を進めている。②では、「子どもの権利の理解・啓発」、「スタッフの理解の差、スキルアップ・共有」、③では、「子どもが安心して居場所を選択できる環境」、「地域・地区の居場所のサポート」、④では、「居場所情報の把握(子どもと大人の双方)」、「子どもが安心して居場所を選択できる環境」、⑤では、「スタッフの理解の差、スキルアップ」、「居場所全体の質の向上」、「ふりかえり」といったキーワードを挙げ、具体的には行動規範や指針といった文言を入れている。

最後に、資料4は昨日開催された子ども・子育て会議の子どもの権利部会において検討されている世田谷区子ども条例の改正に関する資料を一部抜粋した。条例改正の検討の中では、新たに子どもの居場所について規定する方向で議論が進められており、検討の中では資料の下部分にあるように当検討会での議論を踏まえて進められる予定となっている。提言にあたってはこの点についてもご承知おきいただきたい。

安部会長：事務局からキーワードが出されているが、足りないワードや提言内容について意見交換したい。

神林委員：(1)子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みに記載のある内容は、(2)児童館の役割についても同じように扱われるのか？(1)と(2)は全く別物として見るのか？

事務局：(1)と(2)に分けて書いたが、似たようなキーワードが並んだ。ただ、子どもの権利の拠点である児童館という位置づけでもあるし、責務を果たさなければいけない公設の児童館という位置づけでもあるので、(1)が包含される形で(2)に出てくる。全く別物の扱いにはならないと考えている。児童館としてやっていくべきことが(2)に出てくるので、最終的な表記の仕方については児童館に特化したものだけを(2)に残す方法もあるが、意見交換をするために双方にキーワードが並んでいる。

安部会長：(1)が児童館行政で、(2)が児童館ではない？行政として取り組むことが(1)ではないか？

事務局：区として取り組むべきこともあると思っているが、例えば共通理念の共有のように各団体の皆さんとやっていくことも記載する。

安部会長：(1)は全体にかかわる大きな内容で、(2)は児童館に特化した内容になる。できるだけ(1)に色々な視点からご意見いただきたい。

神林委員：今後の施策展開とあるので、行政の施策についての内容になるのではないかと。居場所の共通理念と記載した場合、行政の施策としての理念をどう支援するのかという話になるのか？行政の施策ではないが、理念のような考え方が必要という話になるのか？

事務局：行政の予算に絡むことが多く、例えば民間団体への支援となると、元となる予算としてどう取っていくのかという意味で言うと行政としての内容がほとんどになるかと思う。

施策展開というと行政にかなり特化した部分になると思うので、子どもの権利の拠点づくりに向けた提言という広くイメージしてもらえると整理しやすくなるのではないかと。その中で児童館として主体的にやっていくにはどうしたら良いかという内容を(2)として作成させていただいた。

安部会長：施策展開にかかわらず子どもの権利の拠点づくりに重要なキーワードを出していきながら(1)を進めていく。神林委員は能登半島に行かれたと聞いているがどうだったか？

神林委員：東日本大震災以降、災害があるたびに団体として災害支援に取り組んでいるが、1月6日からセーブ・ザ・チルドレンと私が所属する宮城県プレーワーカーズで七尾や能登に入って、子どもの遊び場づくりを進めている。現地の子どもの遊び場のニーズは子どもや親からすると相当高い。ただ、東日本大震災でも同じだったが、全体のニーズでは圧倒的に優先順位が低い。衣食住の優先順位が高く、死んでしまうかもしれないという状況の中で「子どもの遊びなんて」という風に見られがち。団体の活動

としては東日本大震災や阪神・淡路大震災、中越地震の際も活動してきているが、ただ、子どもにとって遊ぶことは生きていくことだったりするので、遊びが止められてしまうものすごく心の傷が残ってしまうと考えている。実際に東日本大震災のときに幼稚園生、小学生だった子どもが20代、30代になって上手いかなかったり、自分の命を絶ってしまうことが5年、10年経って実際に起きている。緊急時の避難所だからこそ、やれる範囲で良いので子どもにとって楽しい時間を確保することは子どもの権利でも必要なこと。避難所の大きさによっても折り合いがつかないこともあるが、平時から何か起きたときに子どものケアが必要という活動をしておかないと、何か起きたときに薄れて全て無くなってしまう。区でも平時から何か起きたときに、乳幼児であれば親のケアもそうだが、乳幼児であろうが小学生であろうが、子どもの心のケアが必要ということを考えていくことが大事だと感じる。

安部会長：神林委員の報告を受けて（1）⑤災害時における子どもの居場所づくりに関する検討は、やはり入れておかなければいけないと感じた。また、提言の中に遊ぶ権利が出てきていないので、遊ぶというワードを入れていきたい。

加藤副会長：神林委員の報告で、子どもたちのニーズが多様で、権利として実現していくという意味での権利も多様にあると思う。今回の骨子案の前半では居場所を中心軸にしてまとめられている。子どもたちのアンケート調査からも居場所がとても重要なものとして出てきているので、居場所の機能を高めることで様々な子どもの権利を実現し推進していくという方向性だと思う。世田谷区全体の施策の中でどう位置づけるのかということも関わってくると思うが、都道府県や市区町村によって児童館の設置に偏りがあることは聞いていて、世田谷区は相当程度、数的にも歴史的にもこれまでの支援の成果としてもとても充実している。居場所の機能を軸に考えていくわけだが、居場所の中の機能強化を図ることによって遊びの権利や意見表明権等の権利を実現していくのか、居場所を軸にしつつも児童館の機能を多様化させていくことで子どもの権利の実現を強化していくのかというのも一つある。子どもの居場所機能を多元化して充実させていくことが中心だと思うが、例えば社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会ではソーシャルワーク機能が出てくる。あるいは障害のある子どもたちのインクルージョンやダイバーシティをいかに推進していくのか。本検討会の議論にも出てきた権利学習を強化していく機能等の色々な機能がもしかしたら児童館にはこれから求められていくのかもしれないことを考えると、居場所の機能を発揮することによって様々な子どもの権利の実現を目指す方向に持っていくのが提言に関わってくる。区における子ども若者政策や体制の中で児童館をどう位置づけていくのが前提として出てくるのかもしれないが、四者連携や地域包括ケアの一翼を担っていくことも児童館に求められてきていて、たくさんの課題を抱えている家族に対して四者連携の中で児童館はどう関わっていくのか、居場所を作り上げていくときに場を充実させていくのか地域に出ていくアウトリーチの機能も児童館に求めていくのか。前半に説明してもらった2ページ目にある、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくりの拠点、さらに地域関係者や活動団体とのネットワーク機能、子ども家庭支援センターとの連携を通して虐待等の予防を図っていく機能や相談支援機能を今まで果たしてきた。3ページ目の課題にも居場所同士の関係強化の働きや環境づくり機能、ファシリテーション機能を明確に位置づけていくことによる子どもの権利の実現も大事だと思う。今回は居場所機能を充実させながら子どもの権利を保障していくのか、そのあたりをどう整理して9ページの提言に位置づけていくのか。

事務局：児童館の機能という児童館に特化した話では、児童館には4つの機能があり、遊びや相談支援機能、地域資源開発機能等をまとめていて、現在の子ども計画にも記載してある。今回の検討会では、居場所機能にフォーカスした形で、児童館だけで全てできるわけではなく居場所は児童館だけではないことを理解したうえで、どう地域の中で子どもたちの居場所を作っていくのか。居場所が子どもの権利

の拠点となるべきであって、拠点となるにはどうしていったら良いのかを報告書で提言できればと思う。今の児童館の機能のことだけで書くことはどこかで必要かと思うが、子ども計画全体の中で児童館の位置づけをどうまとめていくかになるので、今回の報告書では居場所に軸を置いてどう提言していくのかという方向性でいきたい。

安部会長：社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会の報告書の関連で、児童館のソーシャルワーク機能や相談機能が明記されている。これらは全く新しい機能というわけではない。これまで、多くの児童館は遊びを通して子どもの行動の背景にある問題に気づき、子どもと一緒に考えるという実践を積み重ねてきている。ただ、それは相談として位置づけられていないので、子どもの権利の視点から捉え直すことが必要と感じる。多機能化を目指すのではなく、今の児童館の機能強化と地域との連携が骨子に組み込まれていると私自身見ている。

清水委員：児童館で仕事をしている側からすると、自分たちの仕事はすでにかなり多様化している中で、明確に機能として十分に自分たち自身でも整理しきれていない。日々楽しいが大変な思いをしている中で整理して機能として打ち出していくことがずっとできていない。今後の施策展開として（１）に大事なあるべき姿があって、（２）に児童館がどんな役割を果たせば良いのかという形で記載されているが、どうしても児童館がどうやっていけば良いかを先に考えてしまう。機能を明文化できていないというところでは、指針や指標、これから出てくる行動規範のようなものをきちんと作って児童館としての責任と目指すべき姿を明確にしていく。それをただ実現するだけの人的課題として、職員を育成して子どもに携わる仕事をする使命感を高めていくためのゆとりが正直無い。ただ、その自分たちの使命を果たしていくための使命感を高めていくための継承や学びは確実に必要なわけで、それをやっていかないと子どもの権利の実現にはならない。ただ、児童館の場合、子ども達から何か発信があってもなくてもこちらが感じなければいけない部分もありますけれど、「何かあった時にはちゃんと頼ってね。」「耳を傾けるけど、それだけじゃなくて一緒に考えるし、一緒に行動するよ。」という珍しい大人と子どもの信頼関係を遊びの中から初めて作っていけるという児童館には大きな良さがあるので、それをとっかかりに色々な機能を果たしていけるようにしたい。

コロナ禍で学校にも行けず児童館も閉館して遊ぶことどころか集まることもできない状況に陥ったが、災害時にはもっとヘビーな形で突然起きるので、子どもにとって遊ぶことは息をすることと同じなので、遊びができなくなる状況が起きたときにいかに災害時に児童館の機能を早めに機能回復して子どもたちが生きていける環境に早く戻していけるのかということを感じている。

安部会長：今、清水委員がおっしゃっていただいたことに２点大事な点があると思う。１点目は⑤の災害時における子どもの居場所づくりに関する検討においてBCPが必要。特に子どもの居場所のBCPという視点で考えていく必要があると思う。

それから、職員の育成の話が出たと思うが、子どもの居場所にかかわる大人は一般の大人と違うと思いつながり聞いていた。やはり（１）①居場所の共通理念が非常に重要かと思う。理念を共有している人たちが子どもを支えるわけだが、共通理念にある項目についても追加項目など議論したい。

三瓶委員：外遊びを入れてほしい。軽視されがちだが、外は大切な場所だと思っている。

安部会長：私自身、災害時の遊びの研究しているが、災害があると遊びが全くできなくなる。その視点は本当に大事だと思う。外遊びあるいは外遊びの環境というのはとても大事な視点と思う。

下村委員：子どもと一緒に作るスタンスが大事だと思っている。特に小学生以下にとっては、遊びという言葉も居場所の中に入ってきていいのだろうと思う。

安部会長：中高生世代にとってはどうか？

下村委員：先日、児童館のネットワークで全国の児童館が子どもたちの声を集めたときに、その分析を八王子の児童館の中学生がやった。小学校低学年が圧倒的に児童館に多く来ていて、子どもたちから出てくる

夢や願いは遊ぶことが多いが、中高生になると意外と減る。遊びが多様化して、中高生にとってはおしゃべりすることが遊びかもしれないし、一緒にいるだけでも遊びかもしれない。大人から見たときに遊びに見えるかどうかは別の話だと思う。

安部会長：今の指摘はとても大事な気がする。大人から見たら無駄に見えるようなことでも、子どもの育ちにとっては大事なことたくさんあり、遊びっていうものをどう捉えるかということ。遊びの豊かさみたいなものが入り込むといいかなと思った。

増田委員：児童館は地域との関わりを大切にしている。児童館が地域に求めていることは、特別なスキルを持った人でなくとも、子育て経験・人生経験のある様々な世代の人に関わってもらう事で、児童館を利用している子育て中の若いママ達の一助になったり、若い児童館職員のスキルアップの助けになる事を求めているのではないかと思うし、そうであれば地域で助け合っていけると思う。スキルアップとの考えの中に経験という事も踏まえて頂けたらと思う。

また、地域としては、中学生を防災の重要な担い手と期待している。防災訓練の際もボランティアとして参加してくれる。遊びも重要だが、人の役にたつこと、やる気などが居場所に繋がる事を期待する。

子どもの居場所になってしまっているト一横や一時保護所では、ト一横から子どもを引き上げて元に戻ってしまったり一時保護所で良い状態になってもまた戻ってしまったりする人が多い。大きな意味で言えば、刑務所では再犯者が多い。もっと健全な明るいところが多くの子どもの居場所になるよう願う。

安部会長：今まさにおっしゃっていただいたことは非常に大事な点と思う。特に③に関して子どもの権利の理解というところがあるが、これに関して児童館で子育てをしている方たちとか、卒園された方たちの経験もここに踏まえることで、子どもの権利の裾野を広げるようなことが地域にできたらいいと思った。それから、色々な経験をしている子ども達に居場所の門戸を広げることと理解したが、そういう子たちしか来れませんよではなくて、門戸を広げて、子どもとともに居場所を作っていくようなところが大事なのかなと思った。

尾崎委員：4 ページ目に「こどもまんなか」と出てくるが、子ども食堂の皆さんは子どもを中心としてこどもまんなかで考えて支援をしている。理念の中に子どもを中心にやっていくことを前面に出して、「こどもまんなか」をどこかに入れても良いのではないかと思う。また、子ども食堂に来ている子どもの中には、声にならない、言葉にできない声に寄り沿ってというところでは、子ども食堂に来てる子たちの中に支援が必要なお子さんがいて、ヤングケアラーのお子さんもいるが、日常的に当たり前のこととして過ごしている。子ども食堂のスタッフが大変なことだと話しても、本人にとっては日常なので大人に支援を求めて良いのかすら分からない子どももいる。子どもの支援をしたいという地域の人や団体が、それぞれが子どもの発言に耳を傾けることができるように、社協でもスキルアップの研修を実施しているが、アンテナが立たないと気づけない。自分にアンテナが立たなくても、近くの児童館に行って職員に相談できるような、児童館に地域の居場所づくりの人からの相談窓口があると良いと思うので、コーディネート機能ができることは嬉しい。

災害時もだが、普段から衣食住は子どもにとって大事で、子ども食堂は食しかやっていないように思われるが、洋服や靴を買えない家庭も多いので、最近は様々な子どもたちの支援をしていく中でそういったことが発信できる場やお金も必要だと思っている。区でも支援してもらえたらと思う。なので、「こどもまんなか」という言葉をどこかに入れていただきたいと思う。

安部会長：こども家庭審議会の居場所部会で、「こどもまんなか」は分かりづらく、何を指すのかと質問したところ「こどもの権利を基盤とした」と同義だという回答だった。つまり、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子どもの権利を基盤とした居場所を文言として出している。「こどもまんなか」と「こ

どもの権利を基盤とした」は同じ意味ということを確認したうえで、報告書ができて、広く普及していくにあたり「こどもまんなか」のほうが分かりやすければ使っても良いかと思った。

高石委員：下村委員からもあったように、子どもと一緒に決めたり作っていったりする参加の考え方を入れても良いのではないかと思った。

加藤副会長：居場所の共通理念について、尾崎委員からもあったように、子どもたちにとって居場所は SOS を発することができたり、敷居が低い居場所になることによって、悩み事や SOS を自然と出せる場になることが大事だと思っている。そして何らかの対応に繋げていけるようにする。また、個人として個を尊重される。差別されない、表現の自由に関わると思うが、一人ひとり個人として尊重されることが大事。あとは、さまざまな声を聞き、寄り添ってもらうことを居場所で経験することで、子どもの権利をいつの間にか自然に学べることも必要と思った。

安部会長：子どもの権利をいつの間にか学べているっていうのがいいと思う。子どもの権利をここでは行使できる、実感できる場所であるというのはとても大事と思った。

神林委員：5（1）①について、上から3つ目「子どもにとって何が一番良いか考える」は難しい。何が一番良いかの主観は大人になる。「今よりもより良い」や「最善」のような言葉に変えたほうが良いのではないか。

また、1つ目に「子どもと共に居場所をつくる」とあるので、4つ目の「場を提供する」は重複になる。「場を目指す」というような言葉に変えたほうが良いのではないか。安心・安全は提供できず、子どもが安心・安全と思えるかどうかの話になる。5つ目の「環境を提供する」も子ども自身が居場所を選択できる環境は提供できないので「環境を目指す」のように変えて、1つ目の「子どもと共に居場所をつくる」とセットだろうと思う。

5（1）④について、（2）児童館の役割にも同じように書いても良いのではないかと強く思う。児童館によって、例えば禁止看板が子どもに伝わりやすい書き方になっている。良い事例が情報伝達されていないことが分かってきているので、好事例をお互いに伝え合う。安部会長からもあったが、新しい何かをではなく、すでにやっているのだからそれを共有していくのが大きい。

（1）はどちらかと言うと児童館ではない居場所だとすると、おそらく民間団体も含まれていると思うが、補助金をもらったり区と随意契約したりしている居場所が評価・検証されることはかなりハードルが高い。50万円とか100万円で事業を頑張っている中で評価・検証されるプレッシャーと戦いながらやる。評価・検証はどの程度のレベルでやる必要があるのかは課題として残したほうが良いと思う。あわせて、児童館はなぜ評価・検証されないのか。特に評価されるべきは子どもたちから評価されるべきなので、直営だからこその子どもたちから評価・検証されるスキームや文化があっても良いのではないか。それが子どもと共にすることだと思う。

5（1）⑤について、多機能化してなんでも児童館職員がやれば良いとは思っていない。もっと子どもと遊んで欲しいと思う。民間からするとあまりにも仕事が膨大で、結局子どもと遊べないのは本末転倒ではないかと思う。同時に、直営なので児童館職員の責務は結構なものがあるだろうと思う。もし災害があったとき、児童館職員は各地域の子どもの居場所づくりに適任だと思う。ただ児童館は狭いので、公園や校庭等で子どもの遊び場が開かれる可能性が高いと思う。各地域の児童館職員が遊び場のコーディネートをしていく覚悟は今のうちから持っておいたほうが良いと思う。まずは各地域の児童館が何か起こったときにコーディネートする可能性があることを話し合いができればと思う。短い時間で⑤を話すのは無理があるので、地域連携が鍵だと思う。（2）①にはコーディネートできるスタッフと書いてあるが、地域間のコーディネートを含むと思うので、普段から児童館の中にコーディネーターがいると地域連携できないため、いかにアウトリーチすることがメインになるのか、そもそも拠点として児童館にいたることが必要なのか、例えばプレーパークや子ども食堂等にどれだけ出入

りしているのかが、⑤災害時に直結すると思っている。コーディネートできるスタッフを新しく作るときに、一年目は自由にして、地域の人たちと交流してもらえるコーディネーターになったら良いと思う。

安部会長：④の評価・検証に関しては、課題のところに回すというのは確かにありかなと思った。⑤の災害時に関して、これも課題にしてもいいかなと思いつつ、ただ、災害が起こらないと検討しない。災害が無い時は、子どもの居場所が必要だって何度言っても「それは必要か？」ということと言われる。検討するのは今しかないと思う。そこで、できるだけここで検討した上で、引き続き立ち上がるかもしれない評価・検証のための検討会に引き取ってもらうような形がいいと思う。ところで、(1)①共通理念は、大人が主語でいいのか。子どもを主語にしなくてもいいのか。

清水委員：大人が持つべき共通理念は、子どもが選んでいる全ての居場所で、子ども一人ひとりが人として尊重されて育つことができることが共通理念だと思うし、その理念を実現していくために子どもの声を聴くといった具体例が示されていると思っている。大元になる理念を明確に検討して、大人の責任として示して、声にならない、言葉にできない声のところを子どもの視点でもう一回練り直せたら良いかと思う。

安部会長：2018年の児童館ガイドラインが大人の支援者側がどういう姿勢であるべきかというのを書いているが、施設の基本特性のところ子どもを主語にして、「子どもが自らの意思で一人でも利用することができる、子どもが遊ぶことができる、子どもが安心してくつろぐことができる」という書き方をしている。清水委員のとおり大人の責務として書く部分も当然あるが、子どもがこれをできるとしていくと子どもまんなかが分かりやすく伝わるかと思う。

下村委員：子どもたちのアンケートを見ると、自由度が高いということが書かれていて、そういうニーズがあるのであれば居場所の共通理念も子どもと一緒に作ることに絡んでくると思うが、自由度の高さを居場所の人たちが共通理解として持っているべきだということ子どもたちの声を拾って入れると良いのではないか。

全体的に、拠点という言葉が難しいとされていて、市民活動をしていると活動のときは良い活動をしていても、場を持った途端に活動がその場を守るようになっていってしまう。児童館を館長として運営したこともあるが、館を充実させることが最優先になってしまう。拠点であることと相反する部分がある。施設側としては、その施設に子どもたちに来て欲しいし、色々な体験をしてほしいと思うが、拠点になると考えたらその施設に来てもらうことを目的にはいけない。子どもたちにそれぞれの居場所があってそこで色々体験できるようにしていくという意味で相反する部分がある。コーディネーターの立ち位置が相反することなので、特化したコーディネーターがいたほうが児童館側の事情と地域で拠点としてやっていく事情の議論ができるのではないかと思った。

事務局：拠点という言葉は難しい。2ページの図にも出てくる子どもの居場所という言葉は、子どもの目線で見るとき、大人の目線で見るとき、地域が目線で見るとき、さまざまな見方があって、同じ居場所という言葉を使ったとしても全く違うイメージを持たれる難しい言葉である。議論を深めていくためには、フォーカスして議論していかないといけない。そのために、子どもの見守りネットワークの拠点としてそれぞれの団体や施設を定めながら、議論を深めてきた経緯がある。評価・検証する中でどう考えていくべきなのか、どうすり合わせていくのかを検討していかないといけないと思った。

神林委員からコーディネーターの地域連携という話があったが、区として覚悟を持ってまさに相反する形で、名称は仮称ではあるがコーディネーター事業をやりたいと考えている。コーディネーターについては、来ている子どもに寄り添っていくカウンターのようにやっていく施設運営ではなく、外に出ていくことを考えている。児童館では遊びを通して信頼関係を築いていくので、信頼関係があるからこそ子どもたちも声にならない声を上げてくれることがある。今までの積み上げの中で評価さ

れるべきところだと思っている。そういったことを大事にすると、常に外に出続けることも違うところがあって、バランスをとっていかないといけないが、仕事は増える一方、人員は増えずなかなか時間が無い。子どもと遊ぶ時間を持っていないという声を児童館から聞いているので、今回モデル事業として考えているのは新たに職員を配置する方向で考えている。渉外担当として外に出て行って、子どもたちに児童館へ来てもらうきっかけにもなるし、児童館に来ている子どもたちを顔の見える関係になっている居場所に繋いでいき、それぞれの子どもたちにフィットする場所に同行支援する。相反するものを児童館で共存させようとしている難しいミッションではあるが、新たなチャレンジをしたいと思っている。まだ正式に決定ではないが、今後調整がつけば外部にも出していきたいと考えている。

安部会長：コーディネーターができる人材を考えたときに、色々な会議に出るイメージがあるが、そうではなく移動児童館のようにアウトリーチしながら、遊びを通して人と人を繋ぐ役割かと思う。児童館職員に新たな負荷がかかるのではなく、本来やっている遊びを通して地域の人たちを繋いでいくイメージを持ってもらうと良いのではないか。そうすることで尾崎委員からあったアンテナ、視点を持った人と繋がることで、子どもが困っていることの影響が見える等、見え方が変わってくることもあるかと思う。

三瓶委員：児童館職員にかかっている負荷を軽減するために、渉外や連携の部分をコーディネーターが担うとなると、児童館内のことを分かって子どもとの信頼関係が無い人が外に出て行くことで大人との連携はできるが、子どもの連携はできるのだろうかという疑問を感じた。地域子育て支援コーディネーターがひろばの拠点に必ずいるが、自分たちの拠点だけではなく地域を包括することになっているので、自分たちの拠点を紹介するのではなく、住んでいる人の地域の資源を紹介して繋ぐことが仕事になっている。そうすると、複数人いないと厳しいと思う。情報共有が必要だし、代理の人がいないのは大変。一人だと外に出て行っている間に電話がきても取れなかったり、報告書作成等の事務量が増えたりする。コーディネーターは人を固定したほうが良いのか、ローテーションにしたほうが良いのかは現場によく聞いて現場がやりやすい方法で支障が無いように、児童館職員とコーディネーターの間に摩擦が起きないようにしてほしい。大人が苦しくなると子どもが苦しくなるので、支援者が苦しならない方法を見出してほしい。

5(1)①の最後の点について、子どもの居場所を限定しないで欲しいと思っている。不登校の子どもが増えていて、インクルーシブの子どももそうだが、決められたところにしか行けないのは子どもにとって良いことなのだろうかという日ごろ感じているので、前面に出して欲しい。

事務局：複数人の居場所のコーディネーターを行う職員が児童館にいて、例えば各児童館に一人配置されるという話が出てくるかもしれないが、まずはモデル事業としてやってみて評価・検証しながら良い形を模索していきたい。児童館職員に対してコーディネーターの説明会をやったときに、コーディネーターだけが大変なのではなく送り出す児童館も頑張らないといけないという意見が出た。コーディネーターに関してはこれから児童館職員とも話しながら検討して、やりながら変えていかないといけない部分もある。関係する居場所の方々にもご意見をいただきながら積み上げていきたい。

安部会長：コーディネーターは平時だけではなく緊急時にも非常に重要な役割を担うのではないかと思う。東日本大震災や西日本豪雨において被害が局地的だった時に、移動児童館等で普段連携している児童館同士が遊び支援にまわることで子どもたちの回復が促された事例がいくつもある。児童館にとって外に出ていき連携していくことは容易いことではないが、価値があるだろうと続けていたものが緊急時に活きた。いいタイミングなのでぜひ検討してほしい。

居場所を限定しないことは本当に大事で、子どもたちが選べると良いと思う。せたホッとで相談をしてくれる子どもたちが遠くから電話をかけてきた場合は、私たちが出向いていくが、相談場所として近くの児童館はどうかと聞くと、いつも行っている児童館で安心するから児童館が良いと言う子どももいれば、いつも行っている児童館だから知られたくないと言う子どももいる。そうすると別の場所

があることが大事なので、選べることは子どもにとって重要だと感じる。

安部会長：(2) ⑤の児童館職員の行動規範の策定についてはいかがか？

加藤副会長：区の福祉関係の研修は二つあり、一つは福祉人材育成センターに拠点があるところで、高齢、障害、子どもがひろばだけになっている。もう一つが乳幼児センターで保育所、幼稚園、こども園になっている。学齢期の子どもたちのために仕事している方に対する研修の場が無いのではないかと思っているが、どういう体制になっているのか？

清水委員：児童館に特化して答えると、研修委員会という組織があり研修を受けるべき自分たち自身が、自分たちにとって必要な研修を計画して、講師の先生や有識者の方をお招きして研修を受けられる。対象者を経験年数や職層に絞る場合や、希望する職員に幅広く受けられるようにする場合がある。研修での学びが児童館の仕事の共通理解に繋がっている実感がある。

加藤副会長：学童はなく、児童館のみ？

清水委員：児童館と新BOPの職員。研修によっては青少年交流センターの方にも参加してもらう。

安部会長：子ども食堂の皆さんから、研修の希望はあるか？

尾崎委員：子ども食堂の研修は社協が年2回実施している。今回は初めてスクールソーシャルワーカーに来てもらう。今まで子ども食堂では福祉のことをよく勉強していたが、教育委員会との繋がりではなかった。子どもは学校との関わりが一番大きいので、初めてスクールソーシャルワーカーに来てもらい虐待防止などのスキルアップ研修はその都度やっている。どういことを学びたいか意見を聞きながらやっているが、研修計画を立ててるわけではないので、これで本当に良いのか社協でも分からない。

安部会長：行動規範はあるか？

尾崎委員：子ども食堂は社協に登録しているわけではなく、任意団体として動いているので、決まりはない。ただ、子ども食堂の定義のようなものはあるが、それ以外は行動規範のようなものはない。作ってしまうと、今は自由にやっていて子どもたちが行ける場所を選べるが、行動規範を決めると広がりが無くなってしまう。個人情報の取り扱い等ある程度の決まりは伝える。大人の行動規範は欲しいと思うが、今まで作ったことがないので、これから必要かと思う。

安部会長：児童館には行動規範があるのか？

清水委員：行動規範がないので、OJTや先ほどの研修を通して積み上げていく。前回、話題になったように児童館職員の人権意識やそれに伴う行動力等で、属人的なところで止まっているのではという指摘に繋がるとあると思う。

下村委員：法人としての行動規範はある。ボランティアや大学生のインターンで入ってもらうときは、守って欲しいことを渡している。研修については、ユースワーカーは日本では馴染みがなく、何を学んで質を向上していけば良いのか明確になっていないところもある。各センターが地域の方と有識者に入ってもらって運営委員会を持っているので、3センターが集まって職員研修で入れる項目を聞いて、取りまとめているところ。

安部会長：アップスの行動規範を公開しても良ければ、次回共有してほしい。

神林委員：プレーワーカーズではセーフガーディングに近いものを持っている。個別に連絡を取らない、二人きりにならない、求められてもないのに手伝わない等を指針として、指針とセーフガーディングがミックスされたものを作っている。

安部会長：差し支えなければ共有してほしい。

神林委員：児童館職員の行動規範について、児童館に限らなければいけないと思っているのが、民間団体でも権利違反をしているように感じる団体がたくさんある。尾崎委員からあったように、設定しすぎるとできなくなる団体や言葉一つでハレーションを生むこともあると思うが、今回を機に作れる範囲で作っていくことは必要だと思う。災害時にもそのまま使えると思う。規範を設定するだけで、二次的な

犯罪を防げることもある。同時に、地域の良さが失われることは避けたい。

安部会長：子ども食堂には食品の安全や衛生管理に関してはあると思うが、行動規範があるのは同じことだと思う。特別なことではないと思う。

清水委員：新 BOP には放課後児童健全育成のための運営方針があり、職員が意識すべきことが示されている。また、新 BOP を運営していくための運営マニュアルもある。それに基づいて、初めての運営補助員やボランティアの方には、規範の中でやってもらうことを伝える。ただ、児童館の職員に特化したものが抜けており、伝承や日々の学びに頼っている状態。

奥村委員：5（1）①の理念について「声にならない、言葉にできない声にも寄り添う」ときに、間違っただけで受け止めないように対話をする。質問ばかりだと追い詰めそうだが、分かったような気になって勝手に受け止めないように。

2 ページ目の図に家庭が入っていないので、家庭の中は自己責任のようなニュアンスを感じる。家庭はどこに位置づけなのか知りたい。

乳幼児がいると、児童館一つを調べるのも大変なので、マイページがあると良い。どこで子ども食堂がやっているのか、児童館でどんなことをするのかをまずは拾える。

児童館に行っている子どもは子どもたちの中で一部だが、児童館が拠点となって中心で引っ張っていくようになった経緯や理由を知りたい。少数の人だけが関わっている児童館が拠点と言われると関係ないように感じる。

安部会長：児童館を取り上げている理由について、家庭が第一の居場所、学校が第二の居場所となっていて、今ここでは第三の居場所を議論している。第三の居場所を考えたときに、児童館を利用している子どもの数は他の施設に比べると多い。児童福祉法に基づいた児童厚生施設が公の施設として児童館があって、世田谷区は他自治体よりも多く、しかも直営で運営している。区内には色々な居場所があるが、公的な施設で一定数の子どもたちが行く家庭でも学校でもない居場所で一番に来るのは児童館という位置づけである。

奥村委員：職員の行動規範について、地域の中では経験を重ねられない。少し前は親と子が過半数いたが、今は親と子以外の人がたくさんいる。コロナで関わりが無くなり、全く子どもと接する経験のない大人がたくさんいる。地域住民がどう支えていくかとなったときに、行動規範と聞くと引いてしまう。経験がないが経験を積める場所や、子どもへの声掛けのマニュアルや研修ができれば良いのではないかと。

安部会長：全くの専門職でない地域の人たちに関わってもらう入口としてすごくいいアイデアだなと思う。先程、奥村委員がおっしゃった家庭が入ってない理由とかについては、次回回答をするという形で引き取りたいと思う。

神林委員：子どもたちにヒアリングしたときに、声を聞いてくれないという意見に尽きる。ご飯を食べる場所やボール遊びができない場所などの禁止事項の紙を子どもと一緒に考えて作るのではなく、大人側からのメッセージになっている。しかもそれに背景がない。行動規範に子どもの声を聴き、子どもに分かるようにフィードバックする等が落ちている。できる職員がいる児童館だけがやるのはおかしい。行動規範として全館共通で、子どもの声を聴いて共に作り、フィードバックを子どもが分かる声で伝えることを載せないといけないと思う。行動規範はアクションの部分だけではなく、考え方も含めて子どもの権利を大切にしようというマイルドな話ではなく、言語化して落とし込んでいく。言語化することと、整理する作業はやれると良いと思う。

事務局：次回第4回目は、2月16日（金）10時から保健医療福祉総合プラザで開催する。第4回は、本日の議論を踏まえて報告書の素案を事務局側において作成するので意見交換したい。また、本日の議事録を事務局にて作成するので確認をお願いしたい。

